

**株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成 27 年総務省告示第 412 号）の一部改正（案）に対する意見募集
 に対して提出された意見及び総務省の考え方
 （意見公募期間：令和 3 年 11 月 27 日（土）から同年 12 月 27 日（月）まで）**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	楽天モバイル株式会社	<p>■意見 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成 27 年総務省告示第 412 号。以下「支援基準」という。）の改正に賛同いたします。</p> <p>■理由： あらゆる産業でデータや AI、IoT の活用が必須となる中で、日本企業の海外への ICT サービス事業の展開については、ハードインフラの整備を伴わない形態が増加すると想定されます。 今回の支援基準の改正は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が「ハードインフラの整備等を伴わない ICT サービス事業の分野についても支援ができるようにする」ためものとされており、上記の日本企業の展開の実態に即したものと考えます。</p> <p>また、同機構が外部ファンドへの LP 投資を進めていくことにつきましては、ファンドごとに個別の出資要件等があり得るところ、株</p>	本件一部改正案に対する賛同の御意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	無

		式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 第1条が定める同機構の目的の範囲内で柔軟な運用が可能となるスキームを引き続き ご検討いただきますよう、お願い申し上げます。		
--	--	--	--	--

○提出意見数：1件

※提出意見数は、意見提出者数としています。